

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載したはがきの郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例

（ 脅迫被告事件、東京高裁令 5（う）301 号、
令 5・11・28 刑 4 部判決、破棄自判（上告）、
1 審横浜地裁令 4（わ）825 号、令 5・1・30 判決 ）

法学部教授 山 本 光 英

<事実の概要>

控訴審の認定によれば、本件の公訴事実は以下のとおりである。

被告人は、甲（当時 49 歳）を脅迫しようと考え、令和 4 年 5 月 21 日頃、千葉県内の郵便ポストから神奈川県内の甲方宛てに、「殺害して天罰下る。自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ。」（本件文言）などと記載した本件葉書 1 枚を投函して郵送し、同月 24 日頃甲方に到達させ、その頃甲に閲読させ、もって甲及びその親族の生命、身体に危害を加える旨を告知して脅迫した、というものである。

原判決は、「問題となるのは、1 点目として、当該行為の脅迫行為該当性、つまり、本件文言が甲に対する害悪の告知と評価できるか否かであり、2 点目として、被告人にその点の認識があったといえるか否か、すなわち故意（意味の認識）の有無である」としながら、結局、1 点目の問題である本件文言の脅迫行為該当性、すなわち本件文言が甲に対する害悪の告知といえるか否かについては検討することなく、被告人が本件文言に込めた意味、すなわち

被告人の認識の検討に終始しており、本件文言中の「殺害して天罰下る」との部分の意味は、「甲が被告人を殺害すれば、甲に天罰が下る」というものであり、被告人にはこれにより甲に害悪を加える意図・認識はなかった。したがって、本件文言中の「殺害して天罰下る」との部分が、仮に甲の立場に立った一般人であれば、これを甲に対する害悪を告知する趣旨と解するのが相当と認められるとしても（すなわち、当該文言の脅迫行為該当性が肯定されるとしても）、被告人にその認識はなく、故意を認めるることはできないというべきであるとし、また、「自業自得」とは、「甲が被告人を殺害すれば、甲に天罰が下る」ことを指すとみるのが自然かつ合理的であり、「ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」との部分は、天罰が下った場合の甲やその家族の行く末について述べたものとみるのが最も自然かつ合理的であるとしたうえで、被告人には甲に害悪を加える意図・認識はなかったと認められるとし、被告人に確定的故意はなかったとした。

さらに、未必の故意についても検討し、被告人としては、甲が抱く誤解を解くための釈明を令和4年5月の封書の中で行っており、本件葉書を発送した時点では、甲が当該封書を受け取って閲読しているものと考えていたのであるから（ただし、実際には甲は同封書について受取拒否をした）、それにもかかわらず、被告人において、甲が同じ誤解を抱き続けていると考えていたとは認め難い。また、被告人が甲やその家族に危害を加える趣旨のものと誤解される可能性まで想定していたとは認め難い、とし、「被告人は、これまで甲やその家族に対して、同人らを殺害したり、危害を加えたりする旨を告知したことになれば、そのような行動に出たこともなく、甲方を訪れたことさえもないこと等も併せ考慮すると……、被告人が、本件文言を閲読した甲において、その意味を検察官主張のとおりに誤解する可能性がある、すなわち、本件文言が被告人による甲やその家族に対する殺人予告であるとの誤解が生じるおそれがあるとは考えていなかつたとみるのが自然かつ合理的である。以上によれば、被告人に未必の故意を認めるることもできない」とし

て、「以上の検討によれば、本件文言の脅迫行為該当性（客観的構成要件該当性）について検討・判断するまでもなく、故意（意味の認識・主観的構成要件該当性）を認めることはできない」として無罪を言い渡したのである。

＜判旨＞

これに対して、本判決は、「脅迫の実行行為は、一般人にとって恐怖心を生じさせるに足りる程度の害悪を告知する行為であり、また、その告知内容の認識及び相手方の了知の予見があれば脅迫の故意としては足りるのであって、害悪を発生させる意図、認識は不要と解される。したがって、脅迫罪の成否を判断するに当たっては、まず当該行為が一般人にとって恐怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知と認められるか否かを具体的な事情も考慮して客観的に検討し、それが認められる場合に、行為者にその告知内容の認識があるか否かを検討すべきであり、その際、害悪を発生させる意図、認識の有無を検討する必要はない」としつつ、「原判決は、法令の解釈適用を誤り、本件行為が脅迫に該当するか否かを決するのに必要な検討を欠くなどしたため事実を誤認したものである」として、原判決を破棄自判し、脅迫罪の成立を認めて被告人を懲役6月に処した。

＜研究＞

本件における主たる問題は、本件の如き文面の葉書の内容が脅迫罪の成立要件であるところの「人を恐怖させるに足る害悪の告知」といえるか、それとも、いやがらせ、警告、冗談、戯謔の類のものとして脅迫罪における害悪の告知と区別されるべきであるかということである。

被告人が被害者に対して告知した害悪の内容が、被害者に対して「天罰が下る」という被告人よって支配しえないものであったことから、「人を恐怖

させるに足る害悪の告知」といえるか、それとも単なるいやがらせ、警告の類のものにすぎないと解すべきかが問題となったのである。

ところで、広義の脅迫の罪は狭義の脅迫罪（刑法222条）と強要罪（刑法223条）とからなるところ、強要罪が意思活動（行動）の自由を保護法益とする侵害犯であることに争いはないのに対して、脅迫罪の保護法益については見解が分かれている。第1説は、「個人の意思決定の自由」であるとする⁽¹⁾のに対して、第2説は、「私生活の平穏」ないし「法的安全の意識」である⁽²⁾としている。「第1説は、単なる警告・吉凶禍福を告げることを脅迫概念から除外するために、強要罪と同様に『意思の自由』と解する必要があるとするのに対して、第二説は、強要罪の未遂が脅迫罪とは別に処罰されていることから（223条3項）、脅迫罪に独自の法益を想定し、強要罪と異なり『法的安全の意識ないし私生活の平穏』を保護法益と解すべきであるとしている」⁽³⁾とされる。しかし、この両者、すなわち、意思の自由と法的安全感とは排他的関係にあるものではなく⁽⁴⁾、両者を総合して、法的安全感を害することによる意思活動の自由の危殆化（それに対する危険惹起）と捉える見解がある⁽⁵⁾。仮に、法的安全感や私生活の平穏のみが保護法益だとすると、天変地異や吉凶禍福を告げたりすることも脅迫にあたることになるであろうから、222条の「害を加える旨を告知して」という文言に反することになる。したがって、脅迫罪は、基本的には意思決定の自由に対する危険犯であると解ざざるを得ないことになる⁽⁶⁾。とはいって、脅迫罪を「私生活の平穏」に対する罪と解する説も副次的には、また同時に自由に対する罪と認めていける⁽⁷⁾ので両説の間にそれほどの径庭はないものといえよう⁽⁸⁾。

さて、脅迫とは、一般に、人を畏怖させるに足りる害悪の告知をいい、告知が相手方に到達して認識されたことは必要であるが、それによって相手方が畏怖したことは必要でないとされている⁽⁹⁾から、法的安全感についても意思活動の自由についても危険の惹起で足りることになるのであって、脅迫罪は抽象的危険犯の性質を有する⁽¹⁰⁾。

ところで、脅迫という概念については、第一に、公務執行妨害罪（95条1項）、職務強要罪（95条2項）、加重逃走罪（98条）、逃走援助罪（100条2項）などの手段としての脅迫のように⁽¹¹⁾、単に害悪を告知すれば足り、害悪の内容・性質・程度、また方法の如何を問わない広義の脅迫と、第二に、強要罪（223条）における脅迫のように、場合により、告知される害悪の種類が特定され、あるいは恐怖心を起こした相手方が一定の作為または不作為を強要されることが要件とされている狭義の脅迫と、第三に、強盗罪（236条）、事後強盗罪（238条）、強制わいせつ罪（176条）の脅迫のように、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度か若しくはこれを困難にする程度の恐怖心を起こす必要がある最狭義の脅迫がある。このような脅迫の概念の中にあって、脅迫罪（222条）における脅迫は、自己またはその親族の「生命、身体、自由、名誉、財産に対する害」と害悪の種類が特定されているのであるから、第二の狭義の脅迫ということになる。

このように、脅迫罪の「脅迫」は、人に恐怖心を生じさせるに足りるものであるという点で他の犯罪の脅迫概念より広いが、告知する害悪の性質が相手方またはその親族の生命、身体、自由、名誉、財産に対する加害の限定されている（制限列挙）点では他罪における脅迫概念より狭いものである⁽¹²⁾。

脅迫罪における告知の内容は、上述の所定の法益に「害を加える旨」の告知であるから、告知される害悪は、将来の害悪であって、かつ、行為者が直接または間接の影響力によってこれを支配しうることが必要である⁽¹³⁾。加害者が第三者であってもよいが、告知者が加害の有無に影響を与えるものとして告知する必要がある⁽¹⁴⁾。

判例において、他市との合併問題の際に、「二つの派の抗争が熾烈になっている時期に、一方の派の中心人物宅に、現実に出火もないのに、『出火御見舞申上げます、火の元にご用心』、『出火御見舞申上げます、火の用心に御注意』という趣旨の文面の葉書が舞込めば、火をつけられるのではないかと畏怖するのが通常であるから、右は一般に人を畏怖させるに足る性質のもの

である」として脅迫罪の成立を認めたものがある⁽¹⁵⁾。

さて、被告人は、生活費に窮していたために、それほど親しい間柄ではない被害者に一方的に金を無心し、これを無視されたために腹を立て、葉書による本件文言を郵送、告知するにいたっている。誠に、一方的かつ身勝手な行為である。

49歳の女性である被害者は、「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載された本件葉書が郵送されたことについて、自己または親族に危害が加えられるものと認識した旨、公判で供述している。

そこで、本件において脅迫罪が成立するためには、まず、客観的にみて、一般人が被害者の立場に置かれた場合に、そのように被告人から危害を加えられると解釈することが自然であること、すなわち、被告人の本件葉書による文言の告知と被害者が「被告人に左右しうる害悪が告知された」ものと認識することとの間に因果関係があること、次に、被害者がそのように認識する危険を排除しないまま被害人に本件葉書を送付したという脅迫罪の（未必の）故意があったことが必要である。

被害者は、被告人からたびたび信書を送られたり、演奏会の会場に押しかけられたりして金を無心され、これを被害者が無視した末に葉書による本件文言を告知されたのであるから、一般人が被害者と同様の立場に置かれたとしても、被害者の供述と同様に、自身の態度に腹を立てた被告人から自己および家族を殺害されるかもしれないと畏怖することは自然であるといえよう。確かに、本件文言が短文であって加害行為を具体的に想起させる記載がなく、殺害の主体、客体の記載もないため、その意味内容は必ずしも明確ではない。しかしながら、一般人であれば、その意味内容を厳密に吟味することなく、自身や家族が殺害される趣旨であるものと受け取るのが自然であり、本件葉書の文言は、客観的にみて、人に畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知であり、被告人による本件葉書による文言の告知と被害者自身や

その家族が殺害されるかもしれないという恐怖心の惹起との間に因果関係は認められるものといえよう。

次に、脅迫の故意について検討すると、原判決は、被告人には被害者に害悪を加える意図、認識はなかったため、脅迫行為該当性はなかったとしているのであるが、そうだとすると、原判決は、脅迫の故意が認められるためには害悪を生じさせる意図、認識が必要と解する立場に立っており、それゆえ被告人には、害悪を生じさせる意図、認識がなかったから脅迫の故意はなかったとしたものと解される。

しかしながら、既述の如く、脅迫の故意としては、相手方に害悪を加えられるかもしれないという恐怖心を生ぜしめる認識があれば足りるのであって、相手方に害悪を加える意図、認識は必要ではないのである。被告人は、公判において、本件文言を読んだ被害者が危害を加えられると思うかどうかは、自分は被害者ではないので分からぬなどと述べており、被害者が恐怖心を生ずることについて、これを妨げるような事情は存在しないようである。したがって、被告人に脅迫の故意は認められるものと思われる。

以上検討した如く、本件葉書に記載された文言には、脅迫罪の成立を認めるべきであり、被告人の認識内容の検討に終始するばかりで、まずもって行うべき本件文言が害悪の告知に当たるか否かの客観的構成要件該当性の検討を行うことなく、これを慮外において被告人を無罪とした原判決は不当である。これに対して、まずは、被害者が恐怖心を生じたか否かという客観的な検討を行い、次に、脅迫の故意の有無について検討した上で、これらを認め、脅迫罪の成立を認めた本判決は、審理の順およびその内容において妥当と評することができよう。

注

- (1) 団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』(2003、第5刷、創文社) 460頁、大塚仁『刑法概説（各論）〔第3版〕』(2002、第4刷、有斐閣) 67頁) 等参照

- (2) 福田平『全訂刑法各論〔第三版〕』(平12、第4刷、有斐閣)169頁、西原春夫『犯罪各論〔第二版〕』(昭58、筑摩書房)139頁、大谷實『刑法講義各論〔新版第4版補訂版〕』(2015、第1刷、成文堂)83頁等参照
- (3) 曽根威彦『刑法の重要問題〔各論〕第2版』(2006、成文堂)76頁
- (4) 曽根・前掲書76頁参照
- (5) 山口厚『刑法各論第2版』(平成30年、有斐閣)73頁参照
- (6) 西田典之著・補訂者橋爪隆『刑法各論〔第7版〕』(2019、第4刷、弘文堂)75頁参照
- (7) 塩谷毅「脅迫罪の罪質」刑法判例百選I総論第6版27頁、福田平・前掲書169頁、大谷實・前掲書87頁等参照
- (8) 篠田公穂「脅迫罪の罪質」刑法判例百選I総論第4版24頁参照
- (9) 大判明43.11.15刑録16.1937
- (10) 塩谷毅・前掲27頁、山口・前掲書73頁等参照
- (11) その他、恐喝罪(249条)、また、集団犯としては、騒乱罪(106条)、内乱罪(177条)における脅迫も、原則的には広義の脅迫といえよう(大塚仁・前掲書68頁以下参照)
- (12) 曽根威彦『刑法各論第5版』(2017、第2刷、弘文堂)53頁参照
- (13) 団藤重光・前掲書462頁、大塚仁・前掲書70頁、西田・前掲書77頁、曾根・前掲書53頁、山口厚・前掲書75頁、大谷實・前掲書87頁、中山研一『新版口述刑法各論』(2004、成文堂)61頁等参照
- (14) 最二判昭27.7.25刑集6.7.941参照
- (15) 最判昭35.3.18刑集14.4.416参照